

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県新居浜市喜光地町一丁目1番3号
 氏名 株式会社めぐる
 代表取締役 太田 初

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
 許可の有効年月日

令和5年12月19日
 令和10年12月8日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え又は保管行為を含む。）

(産業廃棄物の種類)

燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」等の混合物（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）」

以上13種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(所在地) 愛媛県新居浜市寿町甲4306番2

(面積) ①、②各々4.17m²、③、④各々0.81m²

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

①燃え殻、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、がれき類

②木くず、③廃プラスチック類、④「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」

(積替えのための保管上限)

①、②各々3.75m³、③、④各々0.76m³

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

平成20年12月 9日

(裏面へ続く)